

厚生労働科学研究費補助金

健康安全・危機管理対策総合研究事業

クリーニング業の新業務形態の衛生学的安全性の検討および
効果的な衛生管理手法の確立

令和5年度 総括研究報告書

研究代表者 林 俊治

令和6（2024）年5月

目 次

1. 研究の目的	3
2. 研究の方法	4
3. 衣類の受け渡しに関する業務形態の調査	5
4. 衣類の受け渡し場所の細菌汚染調査（資料 1 ～ 2）	5
5. 新しい業務形態の利用状況の調査（資料 3）	6
6. 新しい業務形態と現行法の整合性の調査（資料 4）	7
7. 検出された菌の病原性	7
8. 想定される感染事故とその予防	8
9. 健康危険情報	8
10. 研究発表	8
11. 知的財産権の出願・登録状況	8
資料 1 ～ 4	9～17
研究成果の刊行に関する一覧表	18

クリーニング業の新業務形態の衛生学的安全性の検討および効果的な衛生管理手法の確立

研究代表者 林俊治 北里大学・医学部・教授

研究要旨 クリーニング業は不特定多数の顧客より衣類の洗濯を依頼される業種である。しかし、病原微生物に汚染された衣類によって感染事故が発生するリスクがある。従来のクリーニング業では、①衣類の受け渡しをクリーニング引き受け店で行う業務形態が長年続けられてきた。しかし近年、従来の方法とは異なる衣類の受け渡し方法が生まれてきている。そこで、これらの新しい業務形態の調査を行った。その結果、②クリーニング店の屋外に設置したロッカーを用いた衣類の受け渡し、③公共の場に設置したロッカーを用いた衣類の受け渡し、④宅急便を用いた衣類の受け渡し、⑤コンビニエンスストアでの衣類の受け渡しを行う業者が現れてきていることが判明した。さらに、これらとはやや異なるが、⑥家庭での洗濯を代行する洗濯代行業といった業種も出現している。

我々はこれらの新しい業務形態の安全性を感染リスクという視点から検証する目的で、衣類の受け渡し場所の細菌汚染調査を昨年度に引き続き行った。その結果、衣類に付着していた細菌に起因する環境汚染は起こるが、日常的な清掃や消毒で取り除くことが可能であり、特に感染リスクが問題となる業務形態は見つからなかった。衣類の受け渡し方法の利用状況についてアンケート調査を行ったところ、現在でもクリーニング引き受け店で衣類の受け渡しを行っている人が多く、新しい受け渡し方法を用いている人はまだ少数であった。新しい業務形態と現行法との整合性についても評価を行った。新しい方法では衣類の受け渡しの途中で衣類を確認するという工程がないので、指定洗濯物がクリーニング工場に持ち込まれる危険性があり、これを他の衣類と共に洗濯すれば、現行法に反する行為となる。また、洗濯代行業は法的な位置づけが不明な業種と言わざるをえない。

研究分担者

清 和成 北里大学・医療衛生学部・教授

伊藤 道子 公立小松大学・保健医療学部・教授

中村 正樹 北里大学・医学部・講師

角田 正史 防衛医科大学校・医学科・教授

金山 敦宏 防衛医科大学校・防衛医学研究センター・准教授

笹原 鉄平 自治医科大学・医学部・准教授

1. 研究の目的

クリーニング業は不特定多数の顧客より衣類の洗濯を依頼される業種である。しかし、これらの衣類に病原微生物が付着している可能性があり、汚染衣類によって感染事故が発生するリスクがある。そこで、クリーニング業の安全を確保するために、「クリーニング業法施行規則（昭和 25 年厚生省令）」および「クリーニング業における衛生管理要領について（昭和 57 年厚

生省環境衛生局通知)」が定められている。

従来のクリーニング業においては、顧客が汚れた衣類をクリーニング引き受け店に渡し、クリーニング工場にて洗濯された後、顧客が引き受け店で洗濯済みの衣類を受け取るといった業務形態が長年続けられてきた。この中でクリーニング引き受け店は上記の規則や要領に従って安全管理に努めてきた。しかし近年、従来の方法とは異なる衣類の受け渡し方法を用いる業務形態が生まれてきている。しかし、これらの新しい業務形態と現行制度の整合性は十分に検討されていない。また、衛生学的な安全性の検証もほとんど行われていない。

本研究の第一の目標は、クリーニング業における新しい業務形態の実態を明らかにすることである。具体的には、新たに出現した衣類の受け渡し方法にはどのようなものがあるのかをリストアップし、それらがどれくらい利用されているのかを明らかにする。

本研究の第二の目標は、上記でリストアップされた業務形態の安全性の検証である。具体的には、まず現行制度との整合性を検討する。さらに、感染リスクという視点から、これらの新しい業務形態の衛生学的な安全性を細菌学的に検証する。

以上の検討結果を基に、クリーニング業における衣類の受け渡し方法が将来的にどうあるべきかについて提言を行う。

2. 研究の方法

1) 衣類の受け渡しに関する業務形態の調査

インターネットにおける広告および紙媒体の広告などを調査することによって、クリーニング業における衣類の受け渡し方法としてどのようなものがあるかについて、昨年度に引き続き調査を行った。

2) 衣類の受け渡し環境の細菌汚染調査

細菌汚染調査を行う衣類の受け渡し方法のカテゴリーは以下の通りである。

- ① 従来のクリーニング引き受け店における衣類の受け渡し
- ② クリーニング引き受け店に併設されたロッカーによる衣類の受け渡し
- ③ 公共の場に設置したロッカーを用いた衣類の受け渡し
- ④ 宅急便を用いた衣類の受け渡し
- ⑤ コンビニエンスストアにおける衣類の受け渡し
- ⑥ 洗濯代行業

以上のうち、①と②については昨年検討済みであり、本年度は④と⑤について検討を行った。残念ながら、③と⑥に関しては、協力業者を見つけることができなかった。特に、⑥では業者が顧客宅で衣類の受け渡しを行っており、調査対象にすべき場所の設定が難しい。

宅急便を用いて衣類の受け渡しを行う業務形態が現れてきているが、これを引き受けている宅急便業者と引き受けていない業者がある。そこで、引き受けている業者と引き受けていない業者の両方で、荷物を取り扱う場所の環境表面を、スタンプ培地（環境表面を調査する目的で作られた培地）を用いて調査し、それらの比較を行った。調査は1日1回6日間連続で行った。この間、荷物を取り扱う場所の消毒・清拭は、各業者で定められたマニュアルにしたがって、いつも通りの方法で行ってもらった。

コンビニエンスストアにおいて衣類の受け渡しを行う業務形態が現れてきているが、これを引き受けている店舗と引き受けていない店舗がある。そこで、引き受けている店舗と引き受けていない店舗の両方で、商品等を取り扱う場所の環境表面を、スタンプ培地を用いて調査し、

それらの比較を行った。調査は1日1回6日間連続で行った。この間、商品等を取り扱う場所の消毒・清拭は、各コンビニエンスストアで定められたマニュアルにしたがって、いつも通りの方法で行ってもらった。

検出された菌株の菌種同定は、生化学的性状の解析、飛行時間型質量分析法（TOF-MS）、遺伝子解析などの方法を組み合わせて行った。さらに、検出された菌株の病原遺伝子や薬剤耐性遺伝子の有無についてPCRを用いて調査する。

3) 新しい業務形態の利用状況の調査

クリーニング業の顧客となる一般市民を対象として、インターネットを用いたアンケート調査を行う。新しい衣類の受け渡し方法を用いたことのある市民の比率などについて評価を行う。調査対象は成人の市民全般とする。本研究は医学・医療に関する研究ではないこと、回答者の個人情報に関する質問がないこと、市場調査に近い内容であることなどから倫理審査の対象外と判断された。

4) 新しい業務形態と現行法の整合性の調査

生活衛生関係営業法令通知集（中央法規）を基に、新しい衣類の受け渡し方法の各工程と現行法との整合性に関する評価を行った。

3. 衣類の受け渡しに関する業務形態の調査

クリーニング業における衣類の引き渡し方法としては、昨年度の時点で以下の方法がリストアップされている。

- ① 従来のクリーニング店における衣類の受け渡し
- ② 店舗併設型ロッカーを用いた衣類の受け渡し

- ③ 公共の場に設置されたロッカーを用いた衣類の受け渡し
- ④ 宅急便を用いた衣類の受け渡し
- ⑤ コンビニエンスストアでの衣類の受け渡し
- ⑥ 洗濯代行業

本年度も引き続き調査を行ったが、上記以外の業務形態は見つからなかった。

4. 衣類の受け渡し場所の細菌汚染調査

1) 宅急便業者の店内環境の細菌汚染

対象と方法：協力してくれた宅急便業者は10店舗である。そのうち5店舗はクリーニングのための衣類を引き受けているが、残る5店舗は引き受けていない。これらの店舗における荷物の受け渡しカウンターの表面の細菌汚染調査を行った。調査は1日1回6日間連続で行った。その間、カウンター表面の清掃・消毒は各店舗の清掃マニュアルにしたがって行ってもらった。

結果：クリーニングのための衣類を引き受けている店舗と引き受けていない店舗の間に検出菌数に違いは見られなかった。また、調査期間中の検出菌数もほとんど変化がなかった。検出される菌のほとんどはバシラス属であった。それ以外には、ブドウ球菌属、コリネバクテリウム属、真菌が少数検出された。以上の結果は資料1にまとめた。

考察：クリーニングのための衣類を引き受けることによって店舗内の環境が細菌に汚染されるとのエビデンスは得られなかった。この理由であるが、クリーニングのための衣類を引き受けている店舗でも、実際に衣類が持ち込まれることがまだ少ないという事情がある。今回調査した店舗では1日に8回持ち込まれた例が最大であった。また、コロナ後ということもあり、荷物の受け渡しカウンターの清掃・消毒が頻回に

行われていた。さらに、衣類は指定の袋や箱に詰められた状態で持ち込まれ、宅急便業者の店舗内でそれを開けるということとはしない。つまり店舗内の環境と衣類が接触することはない。以上のような事情を考えれば、クリーニングのための衣類を引き受けている店舗と引き受けていない店舗の間に検出菌数に違いは見られなかったのは、当然の結果ともいえる。

2) コンビニエンスストアの店内環境の細菌汚染

対象と方法：協力してくれたコンビニエンスストアは10店舗である。そのうち5店舗はクリーニングのための衣類を引き受けているが、残る5店舗は引き受けていない。これらの店舗における商品などの受け渡しカウンターの表面の細菌汚染調査を行った。調査は1日1回6日間連続で行った。その間、カウンター表面の清掃・消毒は各店舗の清掃マニュアルにしたがって行ってもらった。

結果：クリーニングのための衣類を引き受けている店舗と引き受けていない店舗の間に検出菌数に違いは見られなかった。また、調査期間中の検出菌数もほとんど変化がなかった。検出される菌のほとんどはバシラス属であった。それ以外には、ブドウ球菌属、コリネバクテリウム属、真菌が少数検出された。以上の結果は資料2にまとめた。

考察：クリーニングのための衣類を引き受けることによって店舗内の環境が細菌に汚染されるとのエビデンスは得られなかった。この理由であるが、クリーニングのための衣類を引き受けている店舗でも、実際に衣類が持ち込まれることがまだ少ないという事情がある。今回調査した店舗では1日に5回持ち込まれた例が最大であった。全く持ち込まれない日も少なくないとのことであった。また、コンビニエンススト

アのカウンターは食品を扱うことが多いということもあり、カウンターの清掃・消毒はかなり頻回に行われている。さらに、衣類は指定の袋や箱に詰められた状態で持ち込まれ、コンビニエンスストアの店舗内でそれを開けるということとはしない。つまり店舗内の環境と衣類が接触することはない。以上のような事情を考えれば、クリーニングのための衣類を引き受けている店舗と引き受けていない店舗の間に検出菌数に違いは見られなかったのは、当然の結果ともいえる。

3) 公共の場に設置されたロッカー内の細菌汚染

公共の場に設置されたロッカーを用いて衣類の受け渡しを行っている業者からの協力は得られなかったため、細菌汚染調査を実施することはできなかった。

このような業務形態は全国でもまだ珍しく、一部の地方自治体で規制緩和のトライアルの一種として行われているにすぎない。その結果、このような業務形態を採用している業者はまだ少ないという事情がある。

4) 洗濯代行業の細菌汚染

洗濯代行業は衛生管理の状況が最も気になる業態なのだが、決められた衣類の受け渡し場所がそもそも存在しないため、上記のような細菌汚染調査を行うことが難しい。さらに、協力業者を見つけることができなかったために、細菌汚染調査を実施することはできなかった。

5. 新しい業務形態の利用状況の調査

インターネットを用いたアンケート調査によって、クリーニングのための衣類の受け渡し方法として、どのような方法を用いているかにつ

いての調査を行った。クリーニングを定期的に利用（月に1回以上）し、クリーニング業に従事していない成人を対象とした。どのような方法を用いているかについての質問を行い、回答者の属性などの個人情報に関する質問は行わなかった。

最初の時点で3,000人に調査協力を依頼したが、上記の条件に合致するのは399人（13.3%）であった。このうち90%近くの人がクリーニング引き受け店で衣類の受け渡しを行っている」と回答した。また、クリーニング引き受け店の店頭を設置されたロッカーを用いている人が約8%、クリーニング引き受け店の店頭以外の場所に設置されたロッカーを用いている人が約7%であった。宅急便業者やコンビニエンスストアを用いている人は3%以下であった。衣類の受け渡しに複数の方法をもちいている人もいた、洗濯代行業者を利用したことがある人は6.5%存在していた。

以上の結果は資料3にまとめた。

6. 新しい業務形態と現行法の整合性の調査

新しい業務形態と現行法の整合性について検討を行った。衣類の受け渡しの方法として様々な方法が現れてきているが、それ自体は現行法上問題のあるものではない。しかし、新しく現れた受け渡し方法では、衣類を箱や袋に入れた状態で扱うため、途中で内容を確認することなくクリーニング工場に衣類が持ち込まれてしまうため、指定洗濯物が工場に持ち込まれる危険性が高い。現行法では、指定洗濯物は他の洗濯物と接触しないよう区別して保管し、これを洗濯するときは、その前に消毒することが求められる。したがって、こうした取扱いができないクリーニング工場に持ち込まれた指定洗濯物は

そのまま顧客に返却しなくてはならない。しかし、これを返却せずに洗濯すれば、現行法に反する行為と言わざるを得ない。しかし、新しい衣類の受け渡しの方法を採用している企業の広告を確認すると、指定洗濯物を扱えない旨の情報を顧客に十分開示しているとはいえない。

今回の調査で見つかった新しい業務形態の中に、家庭の洗濯を代行する洗濯代行業なるものがある。主にコインランドリーの経営者が自分のコインランドリーの回転効率を上げるために洗濯代行業を行っている。しかし、この洗濯代行業が家政婦業に属するものなのか、クリーニング業に属するものなのかが曖昧である。洗濯代行業ではパンツなどの指定洗濯物の洗濯を行っている可能性も高く、衛生上の安全性は全く担保されていない。早急に洗濯代行業の法的位置づけを明確にする必要がある。

以上の結果は資料4にまとめた。

7. 検出された菌の病原性

1) バシラス属

環境から検出されたバシラス属は非病原性の枯草菌もしくは病原性のセレウス菌であった。枯草菌は納豆を作るのに使われている菌であり、ほぼ無害と考えてよい。しかし、セレウス菌は食中毒の原因菌である。

セレウス菌を含むバシラス属は芽胞を形成する。この芽胞は加熱、乾燥、紫外線などに耐性である。煮沸（100℃の加熱）でも死滅しない。また、芽胞は各種消毒薬にも耐性を示す。低レベル消毒薬や中レベル消毒薬で芽胞を殺すことはできない。芽胞を殺すためには、高レベル消毒薬を用いる必要がある。しかし、高レベル消毒薬はヒトにも毒性が強く、クリーニング業界での使用は難しい。芽胞を除去するためには、消毒を行うより物理的な清拭によって取り除く方

が現実的である。

2) ブドウ球菌属

環境から検出されたブドウ球菌属のほとんどは低病原性のコアグラゼ陰性ブドウ球菌（CNS）であった。CNSは健康人にはほぼ無害と考えてよいが、免疫不全者には病原性を示すことがある。しかし、環境から病原性の黄色ブドウ球菌も検出されている。この菌は健康人にも化膿性の炎症を引き起こす。黄色ブドウ球菌は薬剤耐性を示すことが知られているが、今回の研究で検出された黄色ブドウ球菌の中に強い薬剤耐性を持つものは見つからなかった。また、今回の研究で検出された黄色ブドウ球菌の中には、わずかではあるが、食中毒の原因となるエンテロトキシンの遺伝子を保有するものがあつた。

ブドウ球菌は多くの消毒薬に感受性であり、アルコール含侵ワイプで清拭することにより十分に除菌することが可能である。

3) コリネバクテリウム属

環境から検出されたコリネバクテリウム属の中に、ジフテリア菌のような高病原性の菌種は見つからなかった。その多くはヒトの皮膚の常在菌であり、病原性のほとんどない菌種と思われる。しかし、これらの菌種も免疫不全者には病原性を示すという報告があり、完全に無害とは言いきれない。

コリネバクテリウム属は多くの消毒薬に感受性であり、アルコール含侵ワイプで清拭することにより十分に除菌することが可能である。

4) 真菌

今回の研究で環境から検出された真菌の中に、ヒトに感染症を起こすものは見つからなかった。

しかし、真菌はアレルゲン（アレルギーの原因物質）になる可能性があり、完全に無害とはいえない。

通常の細菌に比べて、真菌は消毒薬にやや耐性である。しかし、アルコール含侵ワイプで清拭することにより十分に除菌することが可能である。

8. 想定される感染事故とその予防

本研究で得られたデータを見る限り、衣類の受け渡し場所の細菌汚染は緊急の介入を要するほど危険なものではない。しかし、検出された細菌の中には食中毒の原因菌として重要なセレウス菌と黄色ブドウ球菌が含まれていることは注意しなくてはならない。

しかし、衣類の受け渡し場所を定期的に清拭・消毒していれば、その汚染は低レベルに留まる。現在、コロナ後ということもあり、クリーニング受け店に限らず、宅急便業者やコンビニエンスストアでも店内の清掃や消毒が頻回に行われている。これが維持されるのであれば、衣類の細菌汚染に起因する感染事故が起きる可能性は低いと思われる。

9. 健康危険情報

ヒトの健康に関して緊急に注意を喚起するデータは得られていない。

10. 研究発表

現在のところ、論文発表および学会発表、共に該当するものはない。

11. 知的財産権の出願・登録情報

知的財産権の出願・登録は行っていない。また、今後も出願・登録を行う予定はない。

資料 1 宅急便業者の店内環境の細菌汚染の状況

方法

- ① 宅急便業者には、クリーニングのための衣類を引き受けている店舗と引き受けていない店舗がある
- ② 協力店舗は引き受けている店舗が 5 店舗、引き受けていない店舗が 5 店舗である。
- ③ 宅急便業者の店内は各宅急便チェーンの清掃マニュアルに従って、決められた時間に清掃が行われている。清掃内容は宅急便チェーンによって異なる。
- ④ 月曜日の早朝に荷物を扱うカウンターの表面を清拭および消毒した。
- ⑤ カウンターの表面の細菌汚染をスタンプ培地（環境表面を調査する目的で作られた培地）を用いて調査した。
- ⑥ この調査を 1 日に 1 回（終業時）6 日間連続で行った。この間も店内の清掃はマニュアルに従って行ってもらった。

結果

- ・ 定期的に清掃されていることもあり、カウンター表面から検出される菌数は比較的小さいままであった。
- ・ 検出される菌のほとんどはバシラス属であった。
- ・ クリーニングのための衣類を引き受けている店舗と引き受けていない店舗の間で、検出菌数に違いは見られなかった。

宅急便・クリーニング扱いあり（清掃あり）の細菌汚染（細菌数／dm ² ）						
	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
店舗A	11	22	25	22	30	25
店舗B	15	23	25	28	25	21
店舗C	10	25	26	26	28	24
店舗D	12	24	28	30	31	29
店舗E	9	18	20	24	28	25

宅急便・クリーニング扱いなし（清掃あり）の細菌汚染（細菌数／dm ² ）						
	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
店舗F	11	23	25	28	22	24
店舗G	15	25	24	25	24	22
店舗H	10	18	20	21	20	25
店舗I	12	16	15	20	10	18
店舗J	15	21	26	21	18	21

考察

- ・ 宅急便業者の店内は比較的頻回に清掃されているということもあり、カウンター表面は概ね清潔が維持されていた。
- ・ クリーニングのための衣類を引き受けている店舗と引き受けていない店舗の間で、検出菌数に違いは見られなかったことから、衣類が持ち込まれることが宅急便業者の環境が汚染されるとのエビデンスは得られなかった。
- ・ ただし、宅急便業者にクリーニングのための衣類が持ち込まれることはまだ少なく、今回調査した店舗では、多くても1日に8件程度であった。
- ・ また、衣類は袋か箱に詰められた状態でコンビニに持ち込まれるので、衣類そのものが宅急便業者の環境を直接汚染することはない。

資料2 コンビニエンスストアの店内環境の細菌汚染の状況

方法

- ① コンビニエンスストアには、クリーニングのための衣類を引き受けている店舗と引き受けていない店舗がある
- ② 協力店舗は引き受けている店舗が5店舗、引き受けていない店舗が5店舗である。
- ③ コンビニエンスストアの店内は各コンビニチェーンの清掃マニュアルに従って、決められた時間に清掃が行われている。清掃内容はコンビニチェーンによって異なる。
- ④ 月曜日の早朝に商品を扱うカウンターの表面を清拭および消毒した。
- ⑤ カウンターの表面の細菌汚染をスタンプ培地（環境表面を調査する目的で作られた培地）を用いて調査した。
- ⑥ この調査を1日に1回（終業時）6日間連続で行った。この間も店内の清掃はマニュアルに従って行ってもらった。

結果

- ・ 定期的に清掃されていることもあり、カウンター表面から検出される菌数は少ないままであった。
- ・ 検出される菌のほとんどはバシラス属であった。
- ・ クリーニングのための衣類を引き受けている店舗と引き受けていない店舗の間で、検出菌数に違いは見られなかった。

コンビニ・クリーニング扱いあり（清掃あり）の細菌汚染（細菌数/dm ² ）						
	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
店舗A	7	10	12	10	13	14
店舗B	5	12	10	15	12	15
店舗C	4	13	11	13	11	13
店舗D	8	10	11	10	15	12
店舗E	6	8	10	14	16	12

コンビニ・クリーニング扱いなし（清掃あり）の細菌汚染（細菌数/dm ² ）						
	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
店舗F	10	11	10	13	15	14
店舗G	8	12	11	10	11	10
店舗H	7	15	13	12	10	8
店舗I	6	13	11	10	12	15
店舗J	5	10	12	15	11	14

考察

- ・ コンビニエンスストアの店内は比較的頻回に清掃されているということもあり、カウンター表面は概ね清潔が維持されていた。
- ・ クリーニングのための衣類を引き受けている店舗と引き受けていない店舗の間で、検出菌数に違いは見られなかったことから、衣類が持ち込まれることがコンビニの環境が汚染されるとのエビデンスは得られなかった。
- ・ ただし、コンビニにクリーニングのための衣類が持ち込まれることはまだ少なく、今回調査した店舗では、多くても1日に5件程度であった。
- ・ また、衣類は袋か箱に詰められた状態でコンビニに持ち込まれるので、衣類そのものがコンビニの環境を直接汚染することはない。

資料3 クリーニングのための衣類の受け渡し方法の利用状況

1. 1か月に1回以上の頻度でクリーニングを利用しますか？

		回答数	%
	全体	3000	100.0
1	はい	399	13.3
2	いいえ	2601	86.7

2. 衣類をクリーニングに出す方法として利用しているのはどれですか？（複数回答可）

		回答数	%
	全体	399	100.0
1	クリーニング引き受け店にて対面で衣類を渡す	358	89.7
2	クリーニング引き受け店の店頭に設置されたロッカーを用いて衣類を渡す	32	8.0
3	クリーニング引き受け店の店頭以外の場所に設置されたロッカーを用いて衣類を渡す	27	6.8
4	宅急便を用いて衣類を渡す	11	2.8
5	コンビニエンスストアで衣類を渡す	12	3.0
6	その他の方法で衣類を渡す	6	1.5

3. Q2.で「クリーニング引き受け店にて対面で衣類を渡す」と回答した人のみに質問します。代金はどのような方法で計算されますか？（複数回答可）

		回答数	%
	全体	358	100.0
1	衣類ごとに決められた料金を合計して代金が計算される	348	97.2
2	指定の容器（袋もしくは箱）に衣類を入れ、容器1つあたりで代金が計算される	9	2.5
3	その他の方法で計算される	1	0.3

4. Q2.で「クリーニング引き受け店の店頭に設置されたロッカーを用いて衣類を渡す」と回答した人のみに質問します。代金はどのような方法で計算されますか？（複数回答可）

		回答数	%
	全体	32	100.0
1	衣類ごとに決められた料金を合計して代金が計算される	26	81.3
2	指定の容器（袋もしくは箱）に衣類を入れ、容器1つあたりで代金が計算される	6	18.8
3	その他の方法で計算される	0	0.0

5. Q2.で「クリーニング引き受け店の店頭以外の場所に設置されたロッカーを用いて衣類を渡す」と回答した人のみに質問します。代金はどのような方法で計算されますか？（複数回答可）

		回答数	%
	全体	27	100.0
1	衣類ごとに決められた料金を合計して代金が計算される	18	66.7
2	指定の容器（袋もしくは箱）に衣類を入れ、容器1つあたりで代金が計算される	9	33.3
3	その他の方法で計算される	0	0.0

6. Q2.で「宅急便を用いて衣類を渡す」と回答した人のみに質問します。代金はどのような方法で計算されますか？（複数回答可）

		回答数	%
	全体	11	100.0
1	衣類ごとに決められた料金を合計して代金が計算される	8	72.7
2	指定の容器（袋もしくは箱）に衣類を入れ、容器1つあたりで代金が計算される	3	27.3
3	その他の方法で計算される	0	0.0

7. Q2.で「コンビニエンスストアで衣類を渡す」と回答した人のみに質問します。代金はどのような方法で計算されますか？（複数回答可）

		回答数	%
	全体	12	100.0
1	衣類ごとに決められた料金を合計して代金が計算される	6	50.0
2	指定の容器（袋もしくは箱）に衣類を入れ、容器1つあたりで代金が計算される	6	50.0
3	その他の方法で計算される	0	0.0

8. クリーニングの代金の支払いに用いている方法はどれですか？（複数回答可）

		回答数	%
	全体	399	100.0
1	現金	282	70.7
2	口座振込もしくは口座振替	22	5.5
3	クレジットカード	118	29.6
4	電子マネー	86	21.6
5	その他	3	0.8

9. 家庭で行う洗濯を洗濯代行業者に依頼したことはありますか？

		回答数	%
	全体	3000	100.0
1	はい	195	6.5
2	いいえ	2805	93.5

10. Q9. ではいと回答した人のみに質問します。洗濯代行業者に支払う代金はどのような方法で計算されますか？（複数回答可）

		回答数	%
	全体	195	100.0
1	衣類ごとに決められた料金を合計して代金が計算される	139	71.3
2	指定の容器（袋もしくは箱）に衣類を入れ、容器1つあたりで代金が計算される	33	16.9
3	衣類の重量から代金が計算される	13	6.7
4	洗濯に要した時間から代金が計算される	9	4.6
5	その他の方法で計算される	1	0.5

11. Q9. ではいと回答した人のみに質問します。洗濯代行業者への支払いに用いている方法はどれですか？

		回答数	%
	全体	195	100.0
1	現金	139	71.3
2	口座振込もしくは口座振替	20	10.3
3	クレジットカード	52	26.7
4	電子マネー	23	11.8
5	その他	1	0.5

資料4 新しい衣類の受け渡し方法と現行法の整合性

1. 従来のクリーニング引き受け店における衣類の受け渡し

クリーニングを行う衣類の受け渡しに昔から用いられてきた方法であり、現行法との間に矛盾は存在しない。

この場合、衣類は全て店頭で確認することになる。したがって、指定洗濯物が持ち込まれた時も店頭で返却することが可能であり、クリーニング工場に指定洗濯物が持ち込まれることはない。

2. クリーニング引き受け店に併設されたロッカーによる衣類の受け渡し

営業時間中にクリーニング引き受け店に来店することが難しい顧客に向けて、クリーニング引き受け店自身が行っているサービスである。顧客は夜間に衣類をロッカーに入れ、クリーニング引き受け店はそれを翌朝に確認することになる。

この場合も衣類は全て確認することになるので、指定洗濯物を返却することが可能であり、クリーニング工場に指定洗濯物が持ち込まれることはない。したがって、指定洗濯物の扱いという点で現行法に矛盾するわけではない。

ロッカー内部の衛生管理についても、ロッカーが店舗の近くにあるため、その管理は難しくない。

3. 公共の場に設置したロッカーを用いた衣類の受け渡し

クリーニング引き受け店を介することなく、公共の場に設置したロッカーに入れた衣類がクリーニング工場に持ち込まれる業務形態である。

衣類は指定の袋もしくは箱に入れられた状態でロッカーに入れられる。それを契約企業もしくはアルバイトが回収してクリーニング工場に運ぶのだが、この過程で衣類を確認するという作業がない。したがって、指定洗濯物がクリーニング工場に持ち込まれることがある。これをクリーニングすることなく返却すれば、現行法に反することにはならない。しかし、指定洗濯物を他の衣類と共にクリーニングすれば、現行法に反することになる。したがって、このような業務形態を用いている企業は顧客に向けて、指定洗濯物は扱えないことを十分に告知する必要がある。さらに、指定洗濯物はどうのようなものであるかについての説明を十分に行わなければならない。しかし、広告を確認したところ、そのような情報開示を十分に行っているとはいえないのが現状である。

ロッカー内部の衛生管理についても、誰がどのような頻度で行っているのかが曖昧である。ただ、衣類の受け渡し場所（この場合はロッカー内部）の衛生管理に関しては既存の規定があるわけではないので、現状のロッカー管理が現行法に反しているわけではない。

4. 宅急便を用いた衣類の受け渡し

顧客が指定の袋もしくは箱に詰めた状態の衣類を宅急便でクリーニング工場に送る業務形態である。

この場合も上記の 3. と同様に、途中で衣類を確認するという作業がないため、指定洗濯物がクリーニング工場に持ち込まれることがある。この指定洗濯物の扱いによっては、現行法に反する可能性がある。ただ、このような業務形態を用いている企業が指定洗濯物の扱いに関する情報開示を十分にしているとはいえない。

そもそも感染リスクを伴う指定洗濯物を宅急便で送ること自体が問題と言える。

5. コンビニエンスストアにおける衣類の受け渡し

顧客が指定の袋もしくは箱に詰めた状態の衣類をコンビニエンスストアに持ち込み、これを宅急便でクリーニング工場に送る業務形態である。つまり、コンビニエンスストアの宅急便取り扱いの中で行われている業務形態である。

この場合も上記の 3. と同様に、途中で衣類を確認するという作業がないため、指定洗濯物がクリーニング工場に持ち込まれることがある。この指定洗濯物の扱いによっては、現行法に反する可能性がある。ただ、このような業務形態を用いている企業が指定洗濯物の扱いに関する情報開示を十分にしているとはいえない。

しかし、食品も扱うコンビニエンスストアの店内に感染リスクを伴う指定洗濯物が持ち込まれること自体が問題である。

6. 洗濯代行業

家庭で行う洗濯を代行する業務形態である。洗濯代行業者は顧客の自宅で衣類を受け取り、それを洗濯した後に顧客の自宅に返却する。したがって、クリーニング業における衣類の受け渡し場所というものは存在しない。

洗濯代行業は家庭で行う洗濯を代行するものなので、指定洗濯物であるパンツの洗濯も引き受けており、洗濯代行業をクリーニング業に含まれるものと考えたと、これは現行法に反することになる。しかし、洗濯のみを引き受ける家政婦業と考えたと、パンツの洗濯も可能となる。

そもそも、洗濯代行業が家政婦業に含まれるものなのか、クリーニング業に含まれるものなのか不明である。つまり、現行法の中で評価することが難しい業務形態と言わざるを得ない。まずは、洗濯代行業の法的位置づけを明確にすることが望まれる。

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍 該当なし

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書 籍 名	出版社名	出版地	出版年	ページ

雑誌 該当なし

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年

令和6年5月15日

国立保健医療科学院長 殿

機関名 北里大学

所属研究機関長 職 名 学長

氏 名 島 袋 香 子

次の職員の令和5年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 健康安全・危機管理対策総合研究事業

2. 研究課題名 クリーニング業の新業務形態の衛生学的安全性の検討および効果的な衛生管理手法の確立

3. 研究者名 (所属部署・職名) 医学部・教授

(氏名・フリガナ) 林 俊治 ・ ハヤシ シュンジ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	☐	☒	☐		☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐	☒	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐	☒	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	☐	☒	☐		☐

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。

・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和6年5月15日

国立保健医療科学院長 殿

機関名 北里大学

所属研究機関長 職 名 学長

氏 名 島 袋 香 子

次の職員の令和5年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 健康安全・危機管理対策総合研究事業
2. 研究課題名 クリーニング業の新業務形態の衛生学的安全性の検討および効果的な衛生管理手法の確立
3. 研究者名 (所属部署・職名) 医療衛生学部 ・ 教 授
- (氏名・フリガナ) 清 和成 ・ セイ カズナリ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	☐	☒	☐		☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐	☒	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐	☒	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	☐	☒	☐		☐

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・ 該当する□にチェックを入れること。
・ 分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

国立保健医療科学院長 殿

機関名 公立小松大学

所属研究機関長 職 名 学長

氏 名 山本 博

次の職員の令和5年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 健康安全・危機管理対策総合研究事業
2. 研究課題名 クリーニング業の新業務形態の衛生学的安全性の検討および効果的な衛生管理手法の確立
3. 研究者名 (所属部署・職名) 保健医療学部 教授
- (氏名・フリガナ) 伊藤 道子 ・ イトウ ミチコ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	☐	☒	☐		☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐	☒	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐	☒	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	☐	☒	☐		☐

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。
(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和6年5月15日

国立保健医療科学院長 殿

機関名 北里大学

所属研究機関長 職 名 学長

氏 名 島 袋 香 子

次の職員の令和5年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 健康安全・危機管理対策総合研究事業
2. 研究課題名 クリーニング業の新業務形態の衛生学的安全性の検討および効果的な衛生管理手法の確立
3. 研究者名 (所属部署・職名) 医 学 部 ・ 講 師
- (氏名・フリガナ) 中村 正樹 ・ ナカムラ マサキ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	☐	☒	☐		☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐	☒	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐	☒	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称：)	☐	☒	☐		☐

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

国立保健医療科学院長 殿

機関名 防衛医科大学校
所属研究機関長 職 名 学校長
氏 名 福島 功二

次の職員の令和5年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 健康安全・危機管理対策総合研究事業
2. 研究課題名 クリーニング業の新業務形態の衛生学的安全性の検討および効果的な衛生管理手法の確立
3. 研究者名 (所属部署・職名) 医学科・教授
(氏名・フリガナ) 角田 正史・ツノダ マサシ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	☐	☒	☐		☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐	☒	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐	☒	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称：)	☐	☒	☐		☐

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。
(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和 6 年 5 月 17 日

国立保健医療科学院長 殿

機関名 防衛医科大学校

所属研究機関長 職 名 学校長

氏 名 福島 功二

次の職員の令和 5 年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 健康安全・危機管理対策総合研究事業

2. 研究課題名 クリーニング業の新業務形態の衛生学的安全性の検討および効果的な衛生管理手法の確立

3. 研究者名 (所属部署・職名) 防衛医学研究センター・准教授

(氏名・フリガナ) 金山 敦宏 ・ カナヤマ アツヒロ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	☐	☒	☐		☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐	☒	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐	☒	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	☐	☒	☐		☐

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。

・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

国立保健医療科学院長 殿

機関名 自治医科大学
所属研究機関長 職 名 学長
氏 名 永井 良三

次の職員の令和5年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 健康安全・危機管理対策総合研究事業
2. 研究課題名 クリーニング業の新業務形態の衛生学的安全性の検討および効果的な衛生管理手法の確立
3. 研究者名 (所属部署・職名) 医学部・准教授
(氏名・フリガナ) 笹原 鉄平・ササハラ テッペイ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	☐	☒	☐		☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐	☒	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐	☒	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称：)	☐	☒	☐		☐

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。
(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由：)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合は委託先機関：)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由：)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ (有の場合はその内容：)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。